

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 10 日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則 6—75）の一部を次のように改正する。

別表第 1 知事部局の項職の欄中 「政策推進室長
調整室長」 を「政策推進室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。